

法人事業税の分割基準の取扱いについて

法人事業税の分割基準は、業種によって異なります。（下表参照）

分割基準のうち、従業者数と事務所数の算定方法等については、次ページ以降に記載しています。

<法人事業税・県民税の分割基準について>

区 分			分 割 基 準		
法 人 事 業 税	製造業		従業者数 （資本金 1 億円以上の法人：工場の従業者数を 1. 5 倍）		
	電 気 供 給 業	平成 29 年 3 月 30 日以前に終了する事業年度	課税標準の 3 / 4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価格 課税標準の 1 / 4：事務所等の固定資産の価格		
		平成 29 年 3 月 31 日から令和 5 年 3 月 31 日までに終了する事業年度	発電事業・ 特定卸供給 事業※	課税標準の 3 / 4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価格 課税標準の 1 / 4：事務所等の固定資産の価格	
			送配電事業	課税標準の 3 / 4：事務所等の所在する都道府県において 発電所に接続する電線路の送電容量 課税標準の 1 / 4：事務所等の固定資産の価格	
		※特定卸供給事業については、 令和 4 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から適用	小売電気 事業	課税標準の 1 / 2：事務所数 課税標準の 1 / 2：従業者数	
		令和 5 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度	発電事業・ 特定卸供給 事業	課税標準の 3 / 4：事務所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものの価格 課税標準の 1 / 4：事務所等の固定資産の価格	
			送配電事業	課税標準の 3 / 4：事務所の所在する都道府県において発電所又は蓄電用の施設に接続する電線路の送電容量 課税標準の 1 / 4：事務所等の固定資産の価格	
			小売電気 事業	課税標準の 1 / 2：事務所数 課税標準の 1 / 2：従業者数	
	ガス供給業・倉庫業		事務所等の固定資産の価格		
	鉄道事業・軌道事業		軌道の延長キロメートル数		
非製造業 （上記以外の業種）		課税標準の 1 / 2：事務所数 課税標準の 1 / 2：従業者数			
法人県民税（全業種）			従業者数		

【参 考】

平成17年3月31日以前に開始する事業年度については、下記のとおり取扱いますので、ご注意ください。

- 資本金又は出資金が1億円以上の法人
本社管理部門の従業者数を1/2にします。
- 主たる事業が非製造業の法人
分割基準は従業者数のみを用います。

1 分割基準の計算

(1) 事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の数・・・ **非製造業**

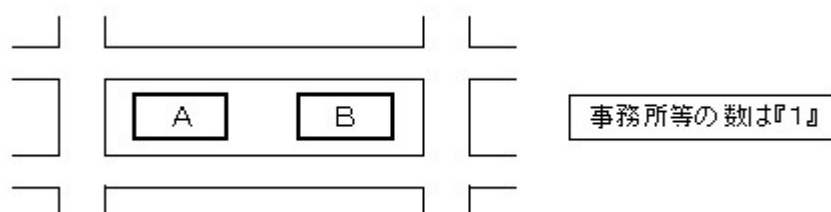
原則として、事業年度に属する各月の末日現在における数値(*)を合計した数値

(*)当該事業年度中に月の末日が到来しない場合は、当該事業年度終了の日現在における数値

- ① 同一構内・区画にある店舗等の事業の用に供する建物については、一つ的事务所等として取扱います。
- ② 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合は、原則としてそれぞれを一つ的事务所等として取扱いますが、経理・帳簿等が同一で分離できない場合や同一の管理者等により管理・運営されている場合など、経済活動・事業活動が一体とみなされる場合は、同一の構内・区画とみなして一つ的事务所等として取扱います。
- ③ 事務所等の構内・区画が2以上の道府県の区域にまたがる場合、当該建物の所在するそれぞれの道府県において、一つ的事务所等として取扱います。

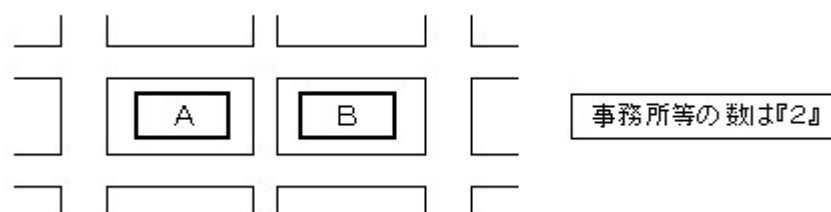
(参考：事務所等の数の数え方について)

- ① 原則として、同一構内・区画にある店舗等の事業の用に供する建物（以下「建物」といいます。）については、一つ的事务所等として取扱います。



原則：同一構内・区画 → 一の事務所等

- ② 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合については、原則として、構内・区画ごとに一の事務所等として取扱います。



原則：近接した構内・区画 → 構内・区画ごとに一の事務所等

【留意点】

2以上の構内・区画の建物について、経理・帳簿等が同一で分離できない場合、同一の管理者等により管理・運営されている場合など、経済活動・事業活動が一体とみなされる場合は、同一の構内・区画とみなして一つ的事务所等として取扱います。